

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 6月12日午前10時00分				議 長	山野井 隆
	散会	令和8年 6月12日午前10時41分				議 長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 等の別	
出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	彦 坂 哲		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康 英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸 行
総	務	部	立	野	啓 司
政	策	推 進 部	渡	来	真 一
財	政	部	海	老	原 輝 夫
健	康	福 祉 部	飯	山	貴 与 子
こ	ど	も 部	香	取	美 弥
ま	ち	づ くり 振 興 部	森	川	和 典
建	設	部	原	部	英 樹
都	市	整 備 部	浅	野	和 生
教	育	部	飯	竹	永 昌
消		防	岡	田	直 紀
会	計	管 理	斉	藤	理 昭
総	務	部 次	岩	崎	弘 宜
総	務	課	土	谷	靖 孝
政	策	推 進 課	篠	原	慎 吾
子	ど	も 青 少 年 課	大	隅	正 勝

令和8年第2回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和8年6月12日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 議案第27号 | 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第29号 | 取手市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第40号 | 令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 意見書
第3号 | 中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について |
| 日程第4 | 意見書
第4号 | 殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について |
| 日程第5 | 休会の件 | |

会議に付した事件

- 日程第1 議案第27号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第29号 取手市税条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第40号 令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）
-
- 日程第3 意見書案第3号 中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について
-
- 日程第4 意見書案第4号 殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について
-
- 日程第5 休会の件

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

日程第 1 議案第 27 号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 29 号 取手市税条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議案第 27 号及び議案第 29 号を一括議題といたします。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について、疑義をたずねるために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 2 議案第 40 号 令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算の本会議における質疑は、通告制で行うことになっております。

それでは、通告順に従い、質疑を許します。

岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） おはようございます。創和会、岡口すみえでございます。議案

第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）、窓口案内時間短縮に伴う備品購入について質疑いたします。窓口受付時間の変更に当たり、市民の皆様にご不安や戸惑いが生じないような工夫をされているのか、という視点でお伺いいたします。今回の補正予算では、窓口受付時間の変更に伴い、市民への周知や案内体制を整えるための備品購入費などが計上されております。窓口受付時間の変更は市民生活に直接関わるものであり、特に高齢者の方や来庁頻度の少ない方にとっては、丁寧な周知が大変重要になると考えております。担当課におかれましては、市民の混乱を最小限に抑えるため様々な工夫を検討されていることと思いますが、その内容について質疑いたします。まず最初に、この周知に当たって、どのような周知方法を考えておられるのか、お尋ねいたします。

〔3番 岡口すみえ君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長 渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、岡口議員の御質疑にお答えさせていただきます。まず、今年度からの周知ということでございますけども、広報とりで4月1日号に、こちらの情報を掲載しております。あわせまして、市ホームページのトップページでのスライド画像、それとプレスリリース、こちらを行いまして、既に複数紙の新聞記事にも取り上げていただいております。また、6月からは庁舎内での掲示も始めておりまして、実際に市役所にお越しになった方に対してのお知らせのほうを進めております。今後、本補正予算について御可決いただきましたら、庁内において、ポスタースタンドを活用した視認性の高いお知らせをするとともに、各課でのカウンターなどにおいても、アクリルスタンド、こういったものを活用してお知らせのほうを進めてまいりたいと考えております。また、あわせまして駅での掲示など、多くの方が目にする場所にも掲示のほうを進めていくことで、ただいま岡口議員のほうからお話ありましたように、市役所に来庁する頻度が少ない方にも伝わるように、周知のほうを図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔政策推進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。窓口受付時間の変更は、市役所を日常的に利用される方だけでなく、ふだん、あまり来庁されない方にも正確に伝えていくことが重要であると感じています。特に高齢者の方の中には、ホームページやSNSを御覧にならない方もいらっしゃいますので、広報紙や窓口での案内に加え、人の目に触れる場所で繰り返し周知していくことが大切だと思います。担当課におかれましては、できるだけ多くの市民の皆様にご伝わるよう、工夫を重ねていただきたいと思います。

続いて、次の点について伺います。今回整備する案内備品を活用し周知を図っていくことですが、運用開始後も一定の期間はお知らせをしていく必要があると思います。市民の皆様からの問合せや窓口での状況を見ながら、表示内容の見直しや更新を行うことも重要ではないかと考えますが、この備品を活用したお知らせ内容を今後見直し、更新し

ていく見通しなどがありますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。まず、導入前の9月までと、変更後の10月以降では、お伝えする内容・表現を変えていながら、市民の皆様に浸透していくまでは、お知らせの掲示というものは続けていく必要があるものと考えております。このお知らせにつきましては、時間短縮の案内と合わせて、市役所に来ないでもできる行政サービスについても御案内を掲載していく予定でございますので、2月に導入いたしましたスマホ市役所の運用開始とともに、LINEのアカウントの友達登録数も伸びてきておりますので、今後このようなオンラインの手續の割合をさらに増やしていくための積極的な情報発信のツールとしても、引き続き活用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。今回、購入する案内スタンドや掲示物は、単に制度変更のお知らせだけではなく、今後の行政サービスの案内にも活用できるということが分かりました。特にオンライン手續の利用促進は、市民の利便性向上だけでなく、職員の負担軽減や窓口混雑の緩和にもつながるものと考えます。せっかく整備する備品ですので、一時的な活用にとどまらず、市民サービス向上のために有効活用していただくことを期待しております。

最後に、電話対応についてお伺いします。今回の補正予算では、電話について、自動応答が入る音声アナウンス装置が計上されています。窓口受付時間の変更に伴う対応として有効な取組であると考えますが、一方で、市役所には道路の損傷や損害対応など緊急性の高い連絡が入る場合もあります。市役所という公的機関として、そのような緊急性のある案件について、これまでと同様に問題なく対応できる体制となっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。電話においては、ガイダンスによる自動音声の御案内が入ることで、開庁時間以外のタイミングにおいては、電話した際に、「今は受付時間ではない」ということがすぐ分かるようになります。そのガイダンスの指示に従って応対していただければ、緊急性があるものについては、守衛室などから担当課へと連絡を取る形としていくことで、これまでと同様の対応を取ってまいります。また道路の損傷ですとか、あとはイノシシの目撃なども、スマホ市役所から通報できるようになっていることから、こうした点につきましても、今回購入を考えている備品等を活用しながら周知を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。緊急性の高い案件につきましても、これまでと変わらず対応できる体制を確保しているとのことで、安心いたしました。また、スマホ市役所などを活用した通報体制についても周知を進めていくとのことで、市民の利便性向上につながる取組であると感じております。今回の窓口受付時間の変更は、

市民の皆様にとって日常生活に関わる大きな変化であります。そのため、変更内容をお知らせするだけでなく、市民の皆様が不安なく利用できるよう、分かりやすく丁寧に伝えていくことが大変重要であると改めて感じました。特に、高齢者の方や初めて来庁される方にとっては、案内表示1つ、音声案内1つが安心につながります。今回計上された補正予算が単なる備品購入にとどまることなく、市民に寄り添った窓口づくりや、より利用しやすい市役所づくりにつながることを期待しております。ぜひ、運用開始後も、市民の声や現場の状況を踏まえながら必要な改善を重ね、市民サービスの向上につなげていただくことを期待しまして、この質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で岡口すみえさんの質疑を終わります。

続いて、染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） それでは、質疑させていただきます。放課後児童対策事業に要する経費についてでございます。説明いろいろお伺いしているところで少し気になった点がございました。このシステムは、スマホ市役所からの申請ができるのかどうかお伺いたします。

〔19 番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、染谷議員の御質疑に答弁させていただきます。スマホ市役所にとりましては、市民の皆様の利便性を高める有効な窓口と認識しております。しかしながら、その入所の申請のシステムということに関しては、このLINE——別のシステムを想定しております。今回導入予定のオンラインの入所申請システムは、既に公立保育所で稼働しているオンラインの入所申請システムと同様に、LINEを活用したスマホ市役所の画面から直接入力完成させる仕組みではなく、市のLINE公式アカウント等にメニューを設けまして、そこから申請システムへスムーズに誘導する連携方法を想定していることから、スマホ市役所の申請は可能となります。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 非常に今分かりづらかった。スマホ市役所のメニューの中に別のものを作るから、スマホ市役所からの申請ができるというお話でしたけども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） すみません。分かりづらくて申し訳ありませんでした。そうですね、入所システム——申請のシステム自体は別のシステムになります。しかしながら今あるスマホ市役所の公式のアカウントのメニューから入りますと、今現在でも公立の保育所につきましては、オンラインの入所申請システムへ案内される——誘導されるようなシステムになっておりますので、そちらのほうと同様にスマホ市役所からも飛んで——そ

こにリンクづけをされて、その申請システムへ飛びますので、そこからは入力ができるというようなことを想定しております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、別にホームページから入って飛ぶのも一緒なんだけど——ですよね。そうするとスマホ市役所で完結はしてないと。それで、今まである既存のシステムを使うということでした。そしたら、なぜこんだけの予算がかかるのかちょっと不思議なんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、大隅正勝君。

○子ども青少年課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。既存のシステムにつきましては、利用料の算定のみになっておりまして、新しく導入しますシステムにつきましては、オンラインの入所申請——こちらを今まで手作業でやって——紙ベースで申請をされていたものを、データで入力できる。また、それを頂いたものを手作業で導入していたものを、ストレートにデータ化できるというところが——のシステムと、また業務支援システム——オンライン入退室管理等のシステムですけども、こちらにつきましては、今までのシステムには全くない機能でございまして、子どもたちが入所——登所することを、親御さんがどこからでもその連絡ができる。また、QRコードを使いまして、入所するときにタブレットにかざして入所が——今、この子が入所しました。また、その子が入所したことを、保護者のほうにストレートでそのデータが伝わるというような、新しい機能が備わったシステムでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） いろいろなやり方というか——今までより便利になるということなんだろうが、要はこれ、持込みシステムですよ、簡単に言えば。それって、今あるLINE市役所では——これはいいや、次なるんで。

ここ昨年からの議会答弁を聞きますと、例えば昨年の12月の長塚議員の総務文教常任委員会での答弁では、「市として積極的に取り入れる」。今年の3月の岡口議員の一般質問には、「若い世代の今浸透が少ないので、そこを図っていきたい」。で、今回、本田議員にも、「全庁挙げて普及促進を図る」と。非常にすごい——市長部局は意欲を持ってやってるんですよね。そこで教育委員会が何かちょっと違う感じなのかなと。若い世代に図るというところで、今回、非常にチャンスだったんじゃないかと。保護者の方は——小学生の保護者ですよ、皆さん若い方が多いと思いますので、非常にここで1,000人、2,000人と増やすチャンスだったのではないかと思います、その辺、いかが思いますか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。先ほどの入所の申請システムにつきましては、オンライン——スマホ市役所からの入所が可能ということで御答弁させていただきましたが、今ありました、また別途、業務支援システム——こちらにつきましては入退室の管理システム——こちらにつきましては、スマホをお子様が児童クラブにお持ちになって、そこでQRを読み込ませるということが——ただちょっと、スマホを持たせ

るということもありましたので、こちらの入退室管理システムにつきましては、なかなかスマホの活用というものが難しいかなというような形は考えております。先ほどの申請のシステムにつきましては、先ほど大隅課長からもありましたとおり、この申請システム、なかなか難しいところもございまして、次の比較検討にもかかってくるころではあるんですが、入所の申請のシステムには、そもそも保護者の方にいろいろ入力項目がございまして、かなり多岐にわたるような項目を——設問を設けていく予定でございまして、なかなかその課題が、このLINEを活用したシステムと、今想定してるシステムでの課題の差があったというところでもございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 先ほど入退室ができるから非常に便利だと言ってましたけど、恐らく小学生スマホ持っていないですね、学校に。ということは、それもうできないと一緒ですね。そのシステムは使えないということになりますと、本当に申込みだけになってしまいます。

じゃあ次に移って、LINEでできないということなんですけども、本当にできないのかどうか、比較検討はしたんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、大隅正勝君。

○子ども青少年課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。放課後子どもクラブの申請手続等のデジタル化に当たりまして、身近なツールでありますLINEを活用した仕組みにつきましても、事前に申請画面の？施策？試作？を行うほか、先進自治体の事例や事業者からの説明を——どちらがより安心して便利で利用できるかというところにつきましては、比較検討を重ねてまいったところでございます。本市の放課後クラブにおきましても、大切なお子様を安全にお預かりする特性上、申請時に確認すべき項目、こちらが約80項目と多岐にわたります。そのため、保護者様にとって負担がとて多くなっております。かつ受付処理段階での正確で確実な手続に不可欠な——これLINEなんですけども、入力データの保存機能や既存の児童クラブシステムへのスムーズなデータ移行、こちらに関しまして、現時点におけるLINEの標準的な仕様と、本市が求める仕様の整合性に課題が生じたところがございます。その一方で、今回導入のシステムにつきましては、既に市内の公立保育所で確かな導入実績、運用実績があります。多くの保護者の皆様にとっても使い慣れたシステムでありますので、混乱のない、スムーズな移行が期待できると思います。さらに、国の補助金採択によりまして、3年間のランニングコストを半額に抑えられる見込みが立ったことなどを含めまして、教育委員会としまして総合的に判断したところがございます。何よりも、今回、確実・安全なオンライン申請の早期実現を最優先とし、現状においても、最も迅速かつ安定的に運用を開始できる手法としまして、今回導入予定のシステムを選定した次第でございます。なお、LINEの活用、こちらにつきましても、本システムの契約期間終了後における選定の選択肢の一つとしまして、今後の技術動向やほかの自治体の動向を注視しながら、引き続き、検証研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今ご説明あった中で、LINEの標準では駄目だったと。それではLINEにお願いしてオプションをつけていただいて、それが幾らになってとか、その比較検討というのはしたんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、大隅正勝君。

○子ども青少年課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。その点については、既存の——現状では、LINEに機能が付加できないというところを確認いただいております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） LINEに付加できないということですが、80 項目の質問、それを答えるってそんなに難しいことなのかなと思ひまして、LINEでできないのかなというふうに、非常にここは思うんですね。その後、3 年間は補助金があるからいいと。何となく、補助金もらえるからやっちゃおうかみたいな感じもしなくはないんですよ、これ。で、3 年後に変えるというのであれば、その辺がどうなのかな——本当にできないのかどうか、教育委員会じゃなく、こう——市長部局で何か分かればと思うんですけど、議長いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） そうすると情報管理課のほうかな——ちょっとすみません。これについて、システムについて、もう一度ちょっと整理して御答弁をいただきたいと思います。よろしいですか。

答弁を求めます。

総務部次長、岩崎弘宜君。

○総務部次長（岩崎弘宜君） お答えいたします。スマホ市役所において一時保存機能というのはございませんので、先ほど大隅課長から御答弁させていただきました、その約80 項目の設問を、途中で——例えばお子さんが泣いたとかで——泣いてしまって、**？看護——介護しなきゃ？面倒見なきゃ？**いけないみたいなときに、タイムアウトしてしまうみたいなことがあります。それは実態でございます。で、今回、子ども青少年課と当課で、スマホ市役所で行っていくのか、この子どもクラブのデジタル化ですね、こちらについて様々協議をしてまいりました。その中でまず第一に、先ほど大隅課長から、また、飯竹部長から御答弁ありましたとおり、児童生徒を安全にお預かりをする、この優先度を高めるとともに、子どもクラブのデジタル化をいち早く進めるといったところでは、スマホ市役所でシナリオを構築していくという時間をかけなければならない現状を見たときには、既存の——既にあるシステムを用いて、かつ、そのシステムが保育の分野で活用されているシステムでございます——基本的に活用されているシステムでございますので、そちらを使い慣れたところでまずは行って、この3 年間の間に——非常に複雑な構造でございますので、それらを担当課とともに設計をして、スマホ市役所で完結できるような形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。今のが入所申請のほうでございます。

入退室の管理、こちらについても、やり方、DXで言うXの部分はどういうふうにして、利用される児童生徒が正確に入退室ができて、そして指導員の皆さんがきちっと把握できるものをこの3 年間の間に確立をして移行できる——移行を目指す——LINEスマホ市

役所への移行を目指して今後取り組んでまいりたいと考えておりますので、当課としては、担当課が考える今回の補正予算のほうの形でうまく進行しつつ、スマホ市役所への移行にフォローをさせていただきたいという考え方でおるところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。この中で一番問題なのが、せっかくいろいろできて、入退室管理に関してはスマホを使わなきゃいけないということで、全く進まないことになるんですか。それとも、例えば子どもにQRコード？を渡した名札をつけて？のついた名札を渡して？において、それで入退室管理ができるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、大隅正勝君。

○子ども青少年課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。スマホを使うというのは、我々が業者に確認をしたところ——LINE関係の業者に確認をしたところ、児童間で利用してる場合には、保護者さんのスマートフォンを使ってやるという話だったんですけども。それだと、取手市では合わないだろうということで、先ほど議員がおっしゃったとおり、QRコードを各児童に持っていただいて、そちらをチェックすることで入退室の管理をしていく、というようなシステムになっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） いろいろ問題がありそうな、なさそうな——どっちと言っているかわからないところなんですけど、本会議ですのでこの程度にさせていただきまして、あとは委員会にお任せしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

以上で、通告された議案第40号に対する質疑は全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に分割付託いたします。

日程第3 意見書案 中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について

○議長（山野井 隆君） 日程第3、意見書案第3号、中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

杉山尊宣君。

〔5 番 杉山尊宣君登壇〕

○5 番（杉山尊宣君） 創和会、杉山尊宣です。意見書案第3号、中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について、提出させていただきます。提出者は、私含め、全会派の代表の方となっております。それでは、読ませていただきます。

現下の中東情勢をめぐっては、原油価格の高騰、エネルギー供給の不安定化、物流コストや原材料価格の上昇など、国民生活及び地域経済への更なる影響が生じています。

我が国は、原油の多くを中東地域に依存しており、ホルムズ海峡等をめぐる緊張の高まりは、燃料価格、電気・ガス料金、輸送費、農業資材、建設資材、医療・福祉現場の運営経費など、幅広い分野に波及しています。特に、地方においては、物価高騰が続く中で自家用車による移動、物流、農業、医療・介護、子育て世帯や高齢者世帯の日常生活における燃料・エネルギー等負担が大きく、価格上昇が長期化した場合、市民生活と地域経済に深刻な影響が及ぶことになります。

政府においては、石油備蓄の活用、燃料油価格の激変緩和措置、代替調達先の確保、関係省庁による情報収集・相談体制の整備など、安定供給と価格抑制に向けた対応が進められています。しかしながら、「中東情勢等対応」としての令和8年度政府補正予算は、予備費を積み上げただけで、電気・ガス料金の他に具体策はなく、重点支援地方交付金も1,000億円と少なく、補正予算の規模も中身も不十分すぎるものです。地域の中小企業・小規模事業者、農業者、運輸事業者、医療・福祉事業者、子育て世帯、低所得世帯、高齢者世帯等においては、今後の価格動向や供給の先行きに対する不透明感が強く、国による迅速かつ実効性ある更なる対策が求められます。

よって、国においては、中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う原油価格・エネルギー供給等への影響を的確に把握し、国民生活と地域経済を守るため、下記の事項について早急に措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 燃料油・エネルギーの安定供給に万全を期すとともに、価格の急激な上昇が家計や事業活動に過度な負担とならないよう、必要な価格高騰対策を講じるとともに、省エネルギーの推進やエネルギー利用の効率化に向けた支援を行うこと。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じて生活者や事業者への支援を柔軟に実施できるよう、重点支援地方交付金をはじめとする十分な財政措置を講じること。
- 3 燃料、原材料等の供給の不安定化及び急激な価格高騰により影響を受ける中小企業・小規模事業者等に対し、資金繰り、価格転嫁、相談体制等の支援に加え、省エネルギー設備や燃費改善設備の導入支援を行うこと。
- 4 医療や福祉のほか、農業、運輸、介護、子育て支援等の生活基盤を支える分野等の産業分野については、燃料や資材価格高騰の影響を強く受けることからサービス提供や事業継続、雇用維持及び安定供給に支障が生じないように、迅速かつ的確な対応を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。1点だけ、質疑させていただきたいと思います。実際に様々な分野で、今の情勢で大変な思いをされているということだと思います。リアルな——市民、市内の事業者、こういったところでもいろんな声が上がっていると思うんですけども、実際にどういった声が上がっているか、これを1点だけお聞きしたいなと思っております。

〔2番 本田和成君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

〔5番 杉山尊宣君登壇〕

○5番（杉山尊宣君） それでは、本田議員の質疑に答弁させていただきます。私も商工会等、いろんな業者と付き合いがありますが、今私どもの周りには業者の問題としては、やはり塗料がないですとか、あとはエンジンオイルですとか、車屋さんの仕事が——なかなか資材が入ってこなかったりですとか。あとは多くの建設業の方々が、仕事が飛んでしまっただけで仕事にならないような現実が今、私のもとに入ってきております。実際は、恐らく夏以降にもっともっと問題が深刻化してくるのではないかなと思ってますんで、やはり皆様も感じているとおり、早急な対応・対策を——市町村レベルではなかなか解決できない問題ですので、国に求めたいというふうに思っております。以上です。

〔5番 杉山尊宣君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。私も不動産関係がちょっと親族にいるもので、市内の不動産関係に聞いても、やっぱり塗料、シンナー、ないものは本当はないと。一部入ってくるものもあるんですけども、非常に遅いとか——納期が遅れてくるとか、数量が限定されてるというような話がありました。まさに今、杉山議員のほうからあったようなことだと思いますので、ぜひこれもしっかり把握した上で、ちょっとしっかり届けたいなと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は19日に行います。

日程第4 意見書案 殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について
第 4 号

○議長（山野井 隆君） 日程第4、意見書案第4号、殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書でございます。読み上げさせていただきます。

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後日本は「専守防衛」と「平和主義」を国是として歩んできました。

日本はかつて、いわゆる武器輸出三原則とその後の政府方針により、事実上、武器輸出を禁止し、国際社会において「武器を輸出しない平和国家」として信頼を築いてきました。

しかし近年、政府は防衛装備移転三原則及びその運用指針の度重なる見直しを行い、救難・輸送・警戒・監視・掃海に限定していた「五類型」の撤廃などを通じて、殺傷能力のある武器を含む防衛装備品の輸出を大きく拡大する方向へと舵を切っています。これにより、日本製の武器が海外の武力紛争で使用され、人命を奪う事態を招きかねない深刻な懸念が生じています。

武器輸出の拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針と相入れず、憲法第9条の趣旨にも著しく反するものであり、国民の多数が望む平和国家としての歩みを損なうものです。

よって取手市議会は、国に対し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止し、日本が再び「武器を輸出しない国」として、国際社会に貢献するよう次の事項について強く求めます。

記

- 1 防衛装備移転三原則及びその運用指針により、殺傷能力のある武器の輸出を可能とする現行の制度を見直し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止すること。
- 2 かつての武器輸出三原則及び事実上の武器輸出禁止政策の理念に立ち返り、日本製武器が国際紛争や武力衝突を助長することのないよう、武器輸出を厳格に制限すること。
- 3 武器輸出拡大ではなく、紛争予防、平和構築、人道支援、気候危機対策など、非軍事の平和貢献にこそ資源を振り向けることにより、憲法第9条の理念に沿った国際貢献を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、意見書案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は19日に行います。

日 程 第 5 休会の件

○議長（山野井 隆君） 日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。各委員会の付託議案審査のため、6月13日から18日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、6月13日から18日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時41分散会